

島根県「赤ちゃんほっとルーム」実施ガイドライン

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、島根県における「しまね子育て家庭外出応援施設（以下「赤ちゃんほっとルーム」という）登録事業」の実施に当たり、登録施設における事業実施方法を定めるものである。

2. 利用対象

原則として、おむつ替え、授乳及び調乳用のお湯を必要とする乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者、並びにトイレを利用しようとする乳幼児連れの保護者や授乳中の保護者とする。

3. 事業の内容

「赤ちゃんほっとルーム」では、次のいずれかの設備を提供する。

- (1) おむつ替えのための設備
- (2) 保護者のトイレなどの間、乳幼児の安全を確保するための設備
- (3) 授乳のための設備
- (4) 搾乳のための設備
- (5) 調乳のための設備

4. 設備要件

3. に掲げる設備の提供をする際は、それぞれ、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) おむつ替えのための設備
 - ①ベビーベッドやベビーシート等、おむつ替えができる設備がある。
 - ②使用するスペースが清潔である。
- (2) 保護者のトイレなどの間、乳幼児の安全を確保するための設備
 - ①ベビーキープ等、乳幼児を安全に座らせておくための設備がある。
 - ②使用するスペースが清潔である。
- (3) 授乳のための設備
 - ①授乳を行うための設備がある。
 - ②授乳を行う際のプライバシーの確保が出来るよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーティションで仕切られたスペースがある。
 - ③使用するスペースが清潔である。
- (4) 搾乳のための設備
 - ①搾乳を行うための設備がある（搾乳器等は不要）。
 - ②搾乳を行う際のプライバシーの確保が出来るよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーティションで仕切られたスペースがある。
 - ③使用するスペースが清潔である。
- (5) 調乳のための設備
 - ①調乳用のポット等、調乳用のお湯を提供するための設備がある。
 - ②70℃以上のお湯を提供することができる。

- ③お湯は「水道水」、「水道法に基づく水質基準に適合することが確認されている自家用井戸等の水」「調製粉乳の調整用として推奨される、容器包装に充填し、密栓又は密封した水」のいずれかを一度沸騰させたものであること。
- ④調乳用のお湯を安全に管理することができる。（第三者による異物混入等が行われないよう、安全管理を行うこと。）

5. 利用の条件

乳幼児連れの保護者や授乳中の保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。

6. 安全の確保

登録施設の設置者は、「赤ちゃんほっとルーム」の利用者の安全確保について、十分な注意と配慮を行うこと。

7. 利用の制限

登録施設の管理者は、「赤ちゃんほっとルーム」の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒み、制限し、又は退去を命ずるなど適切な対応を行うこと。

- (1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
- (2) 利用者が、登録施設の管理者の指示に従わなかったとき
- (3) その他、施設管理上の支障があるとき

8. ステッカーの表示

登録施設では、「赤ちゃんほっとルーム」のステッカーを施設の出入口及び設備周辺など、利用者の目につきやすい場所に表示すること。

9. 確認

県は、必要に応じ、登録施設に対して本事業の実施状況について現地を確認し、又は報告を求めることがある。

10. 個人情報の取扱い（利用時に氏名などを特定する施設のみ）

登録施設の管理者は、本事業の実施に当たって取得した個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報をこの事業の本来の目的以外には利用しないこと。
- (2) 個人情報の流出防止等の徹底を期すこと。

11. 委任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんほっとルーム」の実施に当たり必要な事項は島根県子ども・子育て支援課長がこれを定める。

附則 このガイドラインは、平成22年3月1日から施行する。

附則 このガイドラインは、平成29年10月1日から施行する。

附則 このガイドラインは、令和元年7月1日から施行する。

附則 このガイドラインは、令和元年11月1日から施行する。

附則 このガイドラインは、令和7年7月10日から施行する。